

# 無解約返戻金型 平準定期保険(障害介護型) **無配当**



## 特長

### 死亡保障に加え、特定障害状態・要介護状態にも備えます。

一定期間において次のいずれかに該当した場合、保険金をお支払いします。

- 死亡されたとき
- 高度障害状態または特定障害状態(身体障害者手帳3級以上)になられたとき
- 公的介護保険制度で「要介護2以上」と認定されたときなど

■ いずれかの保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅し、その後の保障はなくなります。

### 解約返戻金はありません。

保険期間をとおして解約返戻金はありませんが、そのぶん保険料が割安となっています。

### 保険料の高額割引制度があります。

保険金額が所定の額以上の場合、保険料が割引になります。

### 自動更新が可能です。

■ 詳細については裏面をご覧ください。

### 身体障害の状態になられたときは、 以後の保険料のお払い込みは不要です。

不慮の事故により、事故日から180日以内に被保険者が所定の身体障害の状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みが不要になります。

### 他の保険種類に変換できます。

■ 詳細については裏面をご覧ください。

## 仕組とご契約例

図はイメージです。

- 被保険者：35歳
- 保険金額：5,000万円
- 保険期間：60歳満了
- 保険料払込期間：60歳まで
- 個別扱月払保険料  
男性：18,500円 女性：14,000円



## 保険金のお支払い事由

詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

お支払いする保険金	お支払い事由	お受け取りになる人
死亡保険金	死亡したとき	死亡保険金受取人
障害保険金	傷害または疾病が原因で次のいずれかの状態になったとき ● 所定の高度障害状態 ● 次の①および②をともに満たす所定の特定障害状態 ① 身体障害者福祉法に定める障害の級別が1級、2級または3級の障害に該当したこと ② ①で定める障害に対して、同法にもとづき、障害の級別が1級、2級または3級である身体障害者手帳の交付があったこと	被保険者 (保険契約者と死亡保険金受取人が法人の場合は、原則、保険契約者)
介護保険金	傷害または疾病が原因で次のいずれかの状態になったとき ● 満65歳未満の被保険者について、次のすべての条件を満たすことが医師によって診断確定されたこと ① 所定の要介護状態に該当したこと ② 所定の要介護状態がその該当した日からその日を含めて継続して180日あること ● 公的介護保険制度により、要介護2以上の状態に該当していると認定され、その認定が効力を生じたこと	

■ いずれかの保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅し、その後の保障はなくなります。



# ご契約に際して

## 契約年齢の範囲

- ◆5歳～85歳
- 契約年齢によって保険期間や保険料払込期間は異なります。

## 取扱保険金額

- ◆500万円～2億円

## 保険料払込方法

- ◆年払・半年払・月払のいずれかをお選びいただけます。

## 自動更新

- ◆保険期間が満了したとき、所定の要件を満たせば、告知や医師の診査なしでご契約を自動的に更新できます。
- 被保険者が80歳になるまで更新できます。
- 更新後の保険料は、更新時の年齢・保険料率によって計算します。
- 更新可能なご契約については、事前に当社よりお知らせします。保険期間満了日の2週間前までに継続しない旨をご通知いただいた場合は、自動更新いたしません。

## 年金でのお受け取り

- ◆5年ごと利差配当付年金支払特約を付加することにより、保険金等を年金で受け取ることができます。

## 保険種類の変換

- ◆所定の要件を満たせば、健康状態にかかわらずご契約の全部または一部を所定の限度額の範囲内で所定の保険種類に変換できます。
- ご契約が責任開始日から2年以上経過していること、保険期間満了時(更新されるご契約の場合は、更新可能な保険期間満了時)の2年前までであること、被保険者の年齢が80歳以下であることなどの所定の要件があります。
- 変換後のご契約としてお選びいただけるのは、変換時に取り扱っている保険種類に限ります。
- 変換後のご契約の保険料は、変換時の年齢・保険料率によって計算します。
- 変換された部分は解約されたものとして取り扱います。

## お支払い事由の変更

- ◆身体障害者福祉法(身体障害者福祉法施行令および身体障害者福祉法施行規則等を含む)および公的介護保険制度の改正が行われ、その改正がこの保険のお支払い事由に影響をおよぼす場合、お支払い事由を変更することがあります。

## 付加できる特約

- リビング・ニーズ特約(04)
- 5年ごと利差配当付年金支払特約
- 特約の付加にあたっては所定の制限があり、付加できないこともあります。

## ご確認ください

- ご契約の際には「重要事項説明書(契約概要)」、「重要事項説明書(注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。
- 当社の担当者は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- 担当者がお客さまより現金・小切手をお預かりすることは一切ございません。

## ソニー生命保険株式会社

本社 〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2  
 大手町フィナンシャルシティ グランキューブ  
 ホームページ <http://www.sonymlife.co.jp>

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。

《カスタマーセンター》 ☎ 0120-158-821

個人情報の保護に関する法律の定めに基づき、契約内容に関するお問い合わせは保険契約者ご本人様からお願いしております。

なお、お問い合わせの際は、保険証券など「証券番号」が分かるものをご用意ください。

担当者

商品内容の詳細は下記担当者までお問い合わせください。